

告 示

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月29日

高梁市長 近藤隆則

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
松山地区、津川地区、川面地区、中井地区、玉川地区、落合地区、巨瀬地区、高倉地区、松原地区、有漢地区、成羽地区、川上地区、富家地区
2. 実質化された人・農地プラン
同上
3. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和4年3月28日
4. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 9経営体
個人 151経営体
集落営農（任意組織） 4組織
5. 4の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
6. 農地中間管理機構の活用方針
活用する。
7. 地域農業の将来のあり方
新規就農者の受入
耕作放棄地の防止